

住宅瑕疵延長保証責任任意保険 対象住宅基準

第1章 総則

(定義)

第1条 この基準において「一戸建ての住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（以下単に「規則」という。）第1条第4号に規定する一戸建ての住宅をいう。

2 この基準において「共同住宅等」とは、規則第1条第4号に規定する共同住宅等をいう。

3 この基準において「構造耐力上主要な部分」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）（以下単に「令」という。）第5条第1項に定める構造耐力上主要な部分をいう。

4 この基準において「雨水の浸入を防止する部分」とは、令第5条第2項に定める雨水の浸入を防止する部分をいう。

5 この基準において「耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第1項に規定する耐震診断をいう。

6 この基準において「劣化事象等」とは、評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第3の9に規定する劣化事象等をいう。

7 この基準において「適切な維持管理に関する計画等」とは、評価方法基準第5の11-1（2）イ①に定める適切な維持管理に関する計画等をいう。

8 この基準において「腐朽等」とは、評価方法基準第5の11-1（2）イ③に定める腐朽等をいう。

9 この基準において「蟻害」とは、評価方法基準第5の11-1（2）イ④に定める蟻害をいう。

(対象)

第2条 この基準は、次の各号に掲げる住宅を対象とする。

一 昭和56年6月1日以降に着工した住宅

二 昭和56年5月31日以前に着工した住宅で、地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）を満たすことが確認されたもの

2 前項によらず、前項第一号の住宅で、建設工事の完了後に構造耐力上主要な部分に明らかに影響のある改変が行われた住宅においては、当該住宅が構造耐力上安全であることを確認した場合に対象とする。

3 第1項によらず、第1項第二号の住宅で、耐震診断後に構造耐力上主要な部分に明らかに影響のある改変が行われた住宅においては、当該住宅が構造耐力上安全であることを確認した場合に対象とする。

(検査の方法)

第3条 改修工事に関わる検査は、工事着手前に行う住宅の工事対象部位に係わる現況検査（住宅の現況が検査基準（第2章に規定する検査基準をいう。以下同じ。）に適合していることを確認する検査をいう。以下に同じ。）及び当該工事の施工状況検査（当該工事が設計図書に従って行なわれたことを確認する検査をいう。以下に同じ。）により行う。

2 前項の施工状況検査は、工事中または工事完了後に、計測または目視（施工確認図書（工事監理者が作成する設計図書のとおり施工されたことが確認できる書類または写真等をいう。以下同じ。）にて確認することにより行う。

3 延長保証責任を負担しようとする住宅に係る検査は、当該住宅の現況検査により行う。ただし、検査の結果、住宅の現況が検査基準に適合しない部分があり、当該部位を改修工事によって検査基準に適合させようとする場合にあっては、当該改修工事について、第1項の施工状況検査により、検査を行う。

4 第1項および前項の検査は、特別な記載がない限り、歩行その他の通常の手段により移動できる位置において、検査の対象となる部位等のうち仕上材及び移動が困難な家具等により隠蔽されている部分以外の部分について行う。

5 住宅瑕疵担保責任保険法人又は住宅瑕疵担保責任保険法人が認める者が住宅瑕疵延長保証責任任意保険の申請日の過去1年以内に実施した第3項の検査の全部または一部の結果が存する場合は、当該検査結果と住宅の現況とに相違が認められないことを確認することにより、当該検査結果を、第3項の検査の全部又は一部に代えることができる。

(適用範囲)

第4条 対象住宅基準の適用範囲は、住宅瑕疵延長保証責任任意保険に申込み建物構造・規模別に別表のとおり定める。ただし、木造住宅の適用範囲については第2章第1節、鉄筋コンクリート造の共同住宅等の適用範囲については、第2章第2節に記載する。

2 前条第4項に関わらず、対象住宅基準に規定される劣化事象等以外の事象により、構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に対象住宅基準に規定される劣化事象等が生じているおそれがあると認めた場合は、当該劣化事象等に係る部分の検査を行う。

第2章 対象住宅基準

第1節 木造住宅

第1款 構造耐力上主要な部分に係るもの

(基礎)

第5条 基礎（立ち上がり部分を含む。）について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 幅 0.5mm 以上のひび割れ
- (2) 深さ 20mm 以上の欠損

- (3) コンクリートの著しい劣化
- (4) さび汁を伴うひび割れ又は欠損
- (5) 鉄筋の露出

2 前項(1)、(2)、(4)及び(5)の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。
前項(3)の劣化事象等は、打診又は目視により確認する。

(土台及び床組)

第6条 土台及び床組について、著しいひび割れ、劣化又は欠損等の劣化事象等が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。

(床)

第7条 床について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 著しいひび割れ、劣化又は欠損
- (2) 著しい沈み
- (3) 6/1,000以上の勾配の傾斜(凹凸の少ない仕上げによる床の表面における2点(3m程度離れているものに限る。)の間を結ぶ直線の水平面に対する角度をいう。)

2 前項(1)及び(2)の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項(3)の劣化事象等は、計測により確認する。

(柱及び梁)

第8条 柱及び梁について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 著しいひび割れ、劣化又は欠損
- (2) 梁の著しいたわみ
- (3) 柱の6/1,000以上の勾配の傾斜(凹凸の少ない仕上げによる柱の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線(2m程度以上の長さのものに限る。)の鉛直線に対する角度をいう。)

2 前項(1)及び(2)の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項(3)の劣化事象等は、計測により確認する。

(外壁及び軒裏)

第9条 外壁及び軒裏(乾式仕上げ、タイル仕上げ(湿式工法)又は塗壁仕上げ等)について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 下地材(合板、ラス網・ボード・防水紙又は構造材等)にまで到達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落
- (2) 複数の仕上材にまたがったひび割れ又は欠損(乾式仕上げ、タイル仕上げ(湿式工

法)の場合)

(3) 金属の著しい錆び又は化学的侵食(乾式仕上げの場合)

(4) 仕上材の浮き(乾式仕上げ以外の場合)

2 前項(1)から(3)の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項(4)の劣化事象等は、打診又は目視により確認する。

(バルコニー)

第10条 バルコニーについて、支持部材、床又は手すりの著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化事象等が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。手すりのぐらつきについては通常の使用において想定される力を加えることにより確認する。

3 前項の確認は、構造耐力上主要な部位である場合に限り行うこととする。

(内壁)

第11条 内壁(乾式仕上げ、タイル仕上げ(湿式工法)又は塗壁仕上げ等)について、以下の劣化事象等が認められないこと。

(1) 下地材(合板、ボード又は構造材等)にまで到達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落

(2) 6/1,000以上の勾配の傾斜(凹凸の少ない仕上げによる壁の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線(2m程度以上の長さのものに限る。)の鉛直線に対する角度をいう。)

2 前項(1)の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項(2)の劣化事象等は、計測により確認する。

(天井)

第12条 天井(乾式仕上げ又は塗壁仕上げ等)について、下地材(合板、ボード、構造材等)にまで達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落等の劣化事象等が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(小屋組)

第13条 小屋組(下屋部分を含む。)について、著しいひび割れ、劣化又は欠損等の劣化事象等が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。

(蟻害)

第14条 第5条から前条に定める対象住宅基準に係る部位について、著しい蟻害が認めら

れないこと。

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。ただし、床下については進入して確認を行うこととする。

(腐朽等)

第 15 条 第 5 条から第 13 条に定める対象住宅基準に係る部位について、著しい腐朽等が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、計測又は目視及び打診又は触診により確認する。

(鉄筋の本数及び間隔)

第 16 条 第 5 条に定める対象住宅基準に係る部位における鉄筋の本数及び間隔について、構造耐力上問題のある不足が認められないこと。

2 試験方法は、電磁波レーダ法又は電磁誘導法等による。

3 前項の検査箇所及び箇所数は、張り間方向及びけた行方向の立ち上がり部分について各 1 箇所、底版部分について 1 箇所とする。

4 第 2 項による試験の結果を新築時の設計図書等と照合し、鉄筋の本数が明らかに少ない状態でないことを確認する。

第 2 款 雨水の浸入を防止する部分に係るもの

(外壁)

第 17 条 外壁（開口部を含む。）について、以下の劣化事象等が認められないこと。

(1) シーリング材の破断又は欠損

(2) 建具の周囲の隙間又は建具の著しい開閉不良

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(軒裏)

第 18 条 軒裏について、以下の劣化事象等が認められないこと。

(1) シーリング材の破断又は欠損

(2) 軒裏天井の雨漏りの跡

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(バルコニー)

第 19 条 バルコニーについて、防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合等が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(内壁)

第 20 条 内壁について、雨漏りの跡が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(天井)

第 21 条 天井について、雨漏りの跡が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(小屋組)

第 22 条 小屋組について、雨漏りの跡が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(屋根)

第 23 条 屋根について、以下の劣化事象等が認められないこと。

(1) 屋根葺き材の著しい破損、ずれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮き又ははがれ

(2) 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合（陸屋根等の場合）

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

第 2 節 鉄筋コンクリート造の共同住宅等

第 1 款 構造耐力上主要な部分に係るもの

(基礎)

第 24 条 基礎(立ち上がり部分を含む。)について、以下の劣化事象等が認められないこと。

(1) 幅 0.5mm 以上のひび割れ

(2) 深さ 20mm 以上の欠損

(3) コンクリートの著しい劣化

(4) さび汁を伴うひび割れ又は欠損（エフロレッセンスを含む。）

(5) 鉄筋の露出

2 前項 (1)、(2) 及び (5) の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項

(3) の劣化事象等は打診又は目視により確認する。前項 (4) の劣化事象等は、目視により確認する。

(床)

第 25 条 床について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 著しいひび割れ、劣化又は欠損（さび汁、エフロレッセンス又は鉄筋の露出を含む。）
- (2) 6/1,000 以上の勾配の傾斜（凹凸の少ない仕上げによる床の表面における 2 点（3 m 程度離れているものに限る。）の間を結ぶ直線の水平面に対する角度をいう。）

2 前項（1）の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項（2）の劣化事象等は、計測により確認する。

(柱及び梁)

第 26 条 柱及び梁について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 著しいひび割れ、劣化又は欠損（さび汁、エフロレッセンス又は鉄筋の露出を含む。）
- (2) 柱の 6/1,000 以上の勾配の傾斜（凹凸の少ない仕上げによる柱の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線（2m 程度以上の長さのものに限る。）の鉛直線に対する角度をいう。）
- (3) 柱の著しい傾斜

2 前項（1）の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項（2）の劣化事象等は、計測目視により確認する。

(外壁)

第 27 条 外壁について、以下の劣化事象等が認められないこと。

① コンクリート打放し又は塗装仕上げの場合

- (1) 幅 0.5 mm 以上のひび割れ
- (2) 深さ 20 mm 以上の欠損
- (3) コンクリートの著しい劣化
- (4) さび汁を伴うひび割れ又は欠損（エフロレッセンスを含む。）
- (5) 鉄筋の露出

② タイル仕上げ（湿式工法）又は塗壁仕上げ等の場合

- (1) 下地材にまで到達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落
- (2) 複数のタイルにまたがったひび割れ又は欠損（タイル仕上げ（湿式工法）の場合）
- (3) 仕上材の浮き

2 前項①（1）、（2）及び（5）並びに②（1）及び（2）の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項①（3）及び②（3）の劣化事象等は、打診又は目視により確認する。前項①（4）の劣化事象等は、目視により確認する。

(バルコニー及び共用廊下)

第 28 条 バルコニー及び共用廊下について、支持部材、床又は手すりの著しいぐらつき、

ひび割れ又は劣化（さび汁、エフロレッセンス又は鉄筋の露出を含む。）事象等が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。手すりのぐらつきについては通常の使用において想定される力を加えることにより確認する。

3 前項の確認は、構造耐力上主要な部位である場合に限り行うこととする。

（内壁）

第 29 条 内壁について、以下の劣化事象等が認められないこと。

①コンクリート打放し又は塗装仕上げの場合

- （1）幅 0.5 mm以上のひび割れ
- （2）深さ 20 mm以上の欠損
- （3）コンクリートの著しい劣化
- （4）さび汁を伴うひび割れ又は欠損（エフロレッセンスを含む。）
- （5）鉄筋の露出

2 前項（1）、（2）及び（5）の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項（3）の劣化事象等は、打診又は目視により確認する。前項（4）の劣化事象等は、目視により確認する。

3 前項の確認は、構造耐力上主要な部位が確認できる場合に限り行うこととする。

（天井）

第 30 条 天井について、以下の劣化事象等が認められないこと。

①コンクリート打放し、塗装仕上げの場合

- （1）コンクリートの著しい劣化
- （2）さび汁を伴うひび割れ又は欠損（エフロレッセンスを含む。）
- （3）鉄筋の露出

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

3 前項の確認は、構造耐力上主要な部位が確認できる場合に限り行うこととする。

（鉄筋の本数及び間隔）

第 31 条 第 24 条に定める対象住宅基準に係る部位における鉄筋の本数及び間隔については、第 16 条（鉄筋の本数及び間隔）を準用する。

第 2 款 雨水の浸入を防止する部分に係るもの

（外壁）

第 32 条 外壁（開口部、笠木又はバルコニー等との取り合い部分を含む。）について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- （1）シーリング材の破断又は欠損
- （2）建具の周囲の隙間又は建具の著しい開閉不良

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

（内壁）

第 33 条 内壁について、雨漏りの跡が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

（天井）

第 34 条 天井について、雨漏りの跡が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

（屋根）

第 35 条 屋根について、著しい防水層の劣化又は水切り金物等の不具合が認められないこと。

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

注：この対象住宅基準は、住宅瑕疵延長保証責任任意保険を引きうけるにあたって実施する住宅の現況及び施工状況の検査に係る対象住宅基準を定めるものであり、保険を引き受けた個別の住宅の安全性や品質を保証するものではなく、当該住宅の瑕疵に起因する不具合事象等の発生を抑制することにより保険の安定的な運営をはかることを目的とするものである。

小規模住宅瑕疵延長保証責任任意保険 対象住宅基準 別表

申込む建物構造・規模による適用範囲

小規模住宅瑕疵延長保証責任任意保険 対象住宅基準第4条に定める、小規模住宅瑕疵延長保証責任任意保険に申込む建物構造・規模による適用範囲は下表のとおりとする。
 (『鉄筋の本数及び間隔』の対象住宅基準については、※に該当する場合にのみ適用となり、※に該当しない場合に当該保険対象部分を付保しないということではない。)
 なお、小規模住宅瑕疵延長保証責任任意保険 対象住宅基準における第1章総則(第1条から第4条)については全ての申し込みにおける総則となる部分である。

戸建住宅 ・ 共同住宅			構造耐力上主要な部分		雨水の浸入を 防止する部分
			鉄筋の本数及び間隔		
木造	制限なし		第2章第1節第1款 第5条～第15条	第2章第1節第1款第16条 ※新築時に第三者による基礎配筋 検査を行っていない住宅で、 基礎に構造劣化事象がある場合	第2章第1節第1款 第17条～第23条
RC造 SRC造	500㎡未満	3層以下	第2章第2節第1款 第24条～第30条	第2章第2節第1款第31条 ※新築時に第三者による基礎配筋 検査を行っていない住宅で、 基礎に構造劣化事象がある場合	第2章第2節第2款 第32条～第35条
S造	500㎡未満	3層以下	第2章第1節第1款 第5条～第15条	第2章第1節第1款第16条 ※新築時に第三者による基礎配筋 検査を行っていない住宅で、 基礎に構造劣化事象がある場合	第2章第1節第1款 第17条～第23条